

都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令案要綱

第一 政令の題名を「都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令」に改めること。

第二 都市再生緊急整備地域として新たに品川駅・田町駅周辺地域等二地域を定めること。（第一条関係）

第三 特定都市再生緊急整備地域として新たに札幌駅・大通駅周辺地域等十一地域を定めること。

（第二条関係）

第四 この政令は、公布の日から施行すること。

（附則関係）